

議事4 加賀市公共交通利便増進実施計画（案）

加賀市地域公共交通利便増進実施計画

令和7年〇月



加 賀 市

目次

1. 計画の概要 -----	1
(1) 目的 -----	1
(2) 計画の位置づけ -----	1
(3) 実施区域 -----	1
(4) 実施予定期間 -----	1
2 事業の内容・実施主体 -----	2
(1) 地域公共交通計画における方向性 -----	2
(2) 利便増進事業の内容 -----	8
(3) 利便増進事業に関連して実施する事業 -----	13
3 地方公共団体による支援 -----	14
4 事業実施に必要な資金の額・調達方法 -----	15
5 事業の効果 -----	16

1. 計画の概要

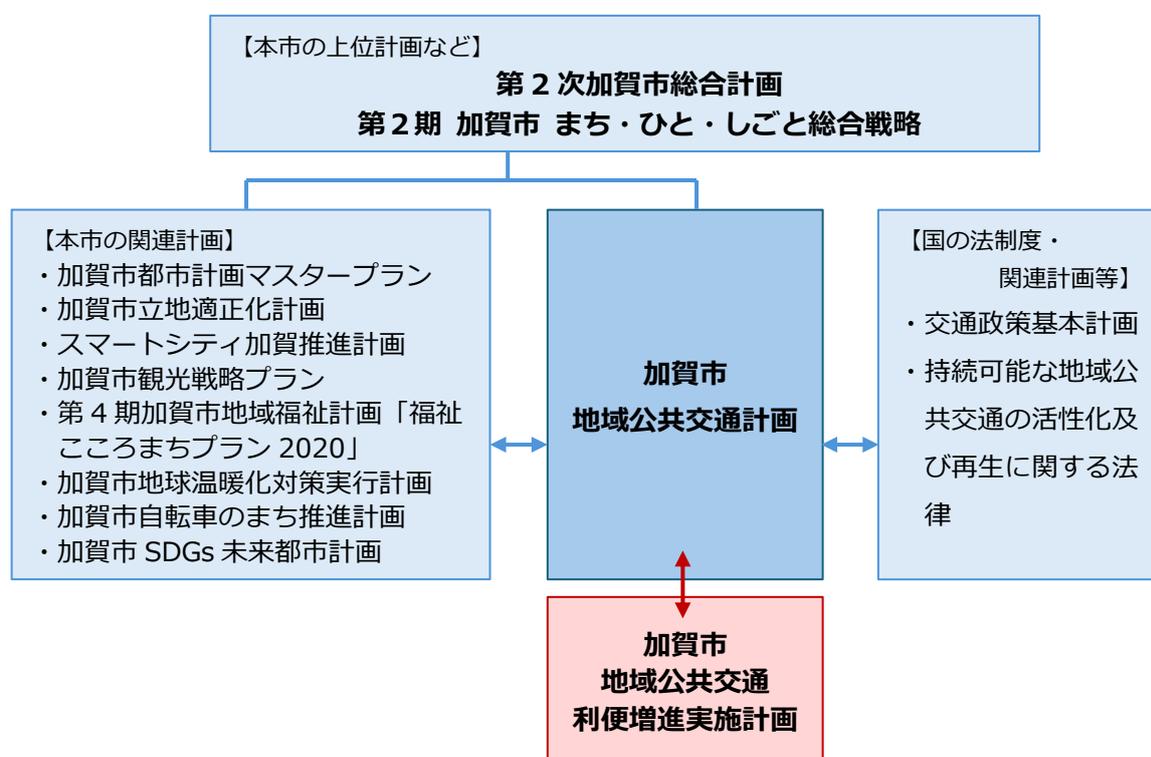
(1) 目的

本市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に規定する「地域公共交通計画」を令和4年4月に策定（計画期間：令和4年度～令和8年度）し、将来にわたって利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供していくため、本市が事業者や市民と連携しながら実施する取り組みについて決めました。

本計画は、同法第27条14項に基づき、誰もが移動しやすい地域公共交通の構築に向けて、加賀市地域公共交通計画に定めた施策について具体的な事業内容を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、公共交通に関する基本計画である「加賀市地域公共交通計画」に定めた公共交通ネットワークの将来像や目標の達成に向け、各種施策の事業内容等を定めた実施計画として位置づけます。



(3) 実施区域

実施区域は、加賀市全域とします。

なお、本計画に定める事業のうち、本市と隣接市をつなぐ路線については、今後、必要に応じて隣接市と調整し、地域公共交通計画や利便増進実施計画の位置づけを検討します。

(4) 実施予定期間

実施予定期間は、加賀市地域公共交通計画の目標年次と同様とし、令和7年度～令和8年度の2年間とします。

2 事業の内容・実施主体

(1) 地域公共交通計画における方向性

①計画の理念

上位計画である加賀市地域公共交通計画では、これまでの公共交通の課題を克服し、本市に暮らす安心感や訪れた際の体験の質を高める、持続可能な公共交通の実現に向け、「KAGA スマート あんしん ネット～ヒトとデジタルの融合による 誰もが移動しやすい地域公共交通の構築～」を基本理念として設定しました。

この基本理念の実現に向け、「①集約型まちづくりを支える効率的な地域公共交通網の形成」「②新たな技術の導入による便利で快適な利用環境の整備」「③多様な来街者の周遊を促す利用環境の充実」「④地域公共交通を使って支える風土づくり」の4つの基本方針を位置づけて、各施策に取り組むことで、利便性の向上と運行の効率化を行い、利用者数の増加と経営の改善を図ることとしています。

<基本理念>

KAGA スマート あんしん ネット

～ヒトとデジタルの融合による 誰もが移動しやすい地域公共交通の構築～

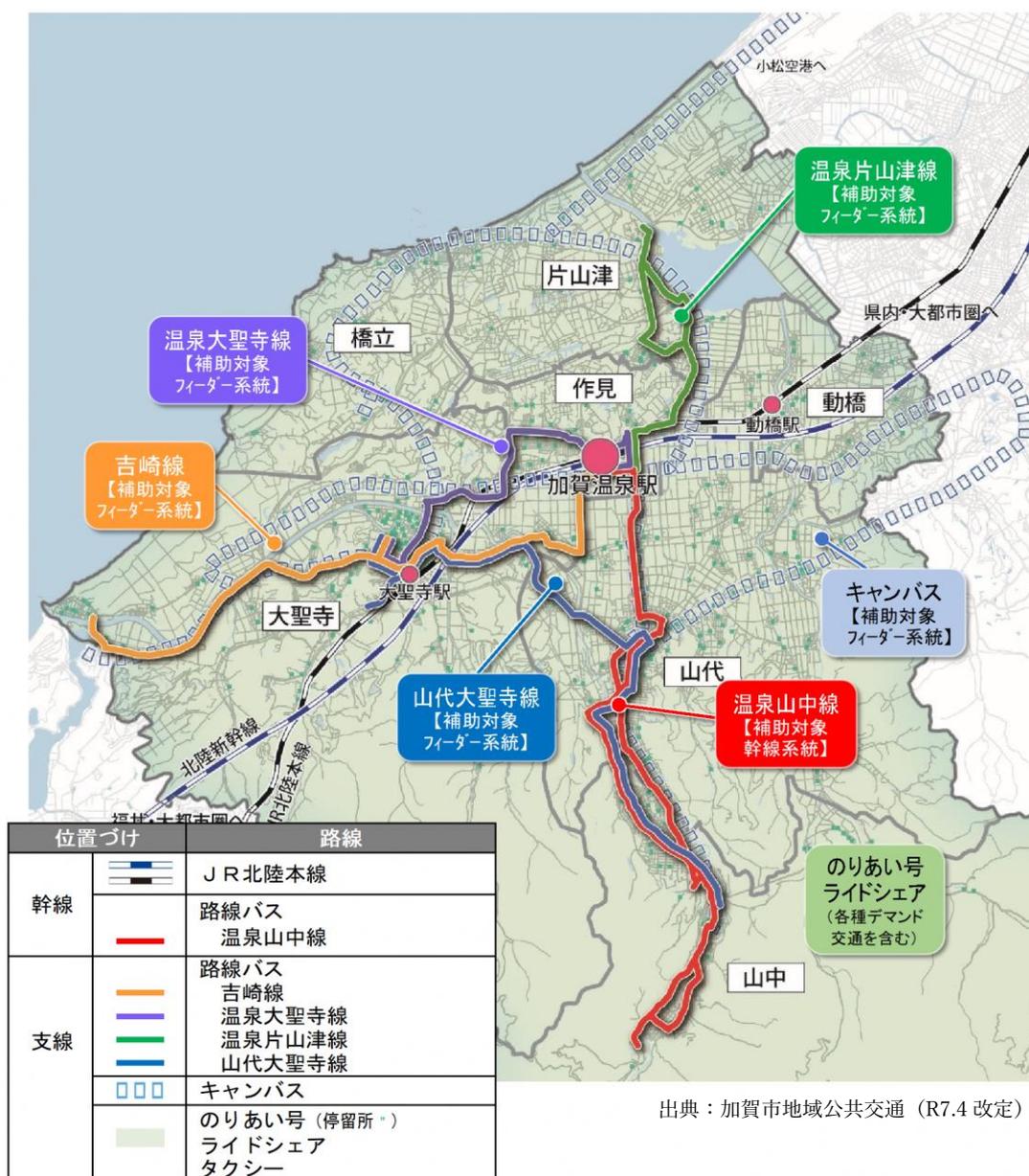
【KAGA スマート あんしん ネットの概念イメージ】



②地域公共交通の再編・整備方針

都市間交通ネットワークの幹線であるJR北陸本線（北陸新幹線・並行在来線）及び交通結節点となる加賀温泉駅を拠点に位置付けるとともに、加賀温泉駅と山代地域・山中地域を接続する幹線の路線バスにより、地域間のまとまった移動ニーズに対応します。

地域内や地域間の移動については、加賀温泉駅からの支線として、人口が多い大聖寺地域・作見地域・片山津地域・山代地域を結ぶ路線バス（主に市民等の通勤・通学、日常生活の移動等）及びキャンパス（市民に加え観光客の加賀温泉駅から温泉街や主要観光地の周遊を促進する環状方向の移動）を位置づけます。その他、生活交流ネットワークとして、市域全体を柔軟かつきめ細かく移動できるデマンド交通（のりあい号、ライドシェア）やタクシーにより、市民の日常生活の移動を支えます。



出典：加賀市地域公共交通（R7.4 改定）

【公共交通の位置づけ・役割等】

位置づけ	系統	役割	確保・維持策
幹線	各鉄道路線	・都市拠点から市外への広域交通を担う	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する
	乗合バス（路線バス） 温泉山中線	・加賀温泉駅を起点とし、平成13年3月31日時点で複数の自治体間（旧加賀市、旧山中町）を跨ぎ、各拠点を連絡する	・ <u>地域公共交通確保維持事業（幹線補助）</u> を活用し、維持可能な運行を目指す
支線	乗合バス（路線バス） 吉崎線、温泉大聖寺線 温泉片山津線、 山代大聖寺線	・市内各拠点を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する	・ <u>地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）</u> を活用し、維持可能な運行を目指す
	乗合バス（キャンバス） 小松空港線	・加賀温泉駅と小松空港を連絡する	・ <u>地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）</u> を活用し、維持可能な運行を目指す
	乗合バス（キャンバス） 海回り線	・加賀温泉駅を起点とし、市内外の温泉街や主要観光地等の周遊を促進する	・ <u>地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）</u> を活用し、維持可能な運行を目指す
	乗合バス（キャンバス） 山回り線	・加賀温泉駅を起点とし、市内外の温泉街や主要観光地等の周遊を促進する	・ゾーン運賃制の導入により、地元住民の利用促進を図り、維持可能な運行を目指す（今後地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用を検討）
	乗合タクシー のりあい号 （各種デマンド交通を含む）	・乗合バスを補完し、日常生活に必要な施設等への移動を柔軟に支える	・交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保（今後地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用予定）し、維持可能な運行を目指す
	ライドシェア	・乗合バス・乗合タクシーを補完し、住宅地と市内各拠点や主要観光地に接続する	・地域住民等と連携した取組により上記公共交通のサービスが少ない夜間等を含めた需要を確保し、

			維持可能な運行を目指す (今後地域公共交通確保 維持事業(フィーダー補 助)の活用を検討)
	<u>タクシー</u>	・市民や観光客等の多 様なニーズに対応し た移動を支える	・交通事業者と連携した取 組により、個別の移動需 要に対応し、維持可能な 運行を目指す

③地域公共交通計画における施策一覧と本事業の対象事業

施策	具体的な取組	対象事業※
基本方針1:集約型まちづくりを支える効率的な地域公共交通網の形成		
(1)公共交通の持続的運営に向けた取組	①交通版 EBPM の実施による継続的な改善	○ 関連事業1
	②路線バスの維持及び利用実態を踏まえた運行内容の見直し検討	● 事業1 【ハ⑦】
	③キャンパスの見直しと補助対象フィーダー系統としての新規指定	● 事業2 【イ①】 【ロ①】
(2)地域の実情等に応じた柔軟な運行	①地域内移動を支える新たなAIデマンド交通の導入検討	● R8 予定 【イ①】 ○ 関連事業2 【イ③】
	②送迎バスなどの遊休資産の活用検討	—
(3)公共交通間の接続改善	①公共交通間の円滑なダイヤ接続	—
基本方針2:新たな技術の導入による便利で快適な利用環境の整備		
(1)MaaS 事業の推進	①MaaS アプリを活用した分かりやすい公共交通利用情報の整備・運用	—
	②利用者ニーズに対応した公共交通サービスの提供	—
(2)デジタル活用による最適な利用環境の整備	①新たな公共交通の利用を促す電子チケットの導入	—
	②北鉄加賀バスにおけるゾーン制運賃の導入検討	—
(3)交通結節機能の強化	①加賀温泉駅におけるパーク&ライド、キス&ライド駐車場の整備・利用促進	—
	②駅・停留所におけるバリアフリー化の促進	—
基本方針3:多様な来街者の周遊を促す利用環境の充実		
(1)回遊性向上に向けた公共交通の見直し	①キャンパスの見直しと補助対象フィーダー系統としての新規指定(再掲)	(再掲)
	②小松空港行きのダイヤ改善	● 事業2 【ハ①】
	③MaaS アプリを活用した分かりやすい公共交通利用情報の整備・運用(再掲)	(再掲)
(2)加賀温泉駅における観光案内機能の強化	①観光案内窓口・案内サインの充実	—
	②外国人利用増に向けた情報発信の多言語化	—
基本方針4:地域公共交通を使って支える風土づくり		
(1)MaaS 事業の推進	①「加賀市の公共交通ご利用ガイド」等の継続更新	○ 関連事業3
	②MaaS アプリを活用した分かりやすい公共交通利用情報の整備・運用(再掲)	(再掲)
(2)幅広い世代の市民に向けた乗車機会拡大への取組	①運転免許証自主返納支援事業の拡充・周知	○ 関連事業4
	②企業や地域イベントと連携した公共交通の利用促進	—
	③サイクルトレイン、サイクルバスの導入検討	—
	④公共交通に関するイベント・ノーマイカーデーの実施	—
(3)地域公共交通の事業者支援	①交通事業者への支援	—

※1 ●：本計画の対象事業、○：関連事業、【 】内は利便増進事業の該当項目（法第2⑬、施行規則第9の3）

■参考：利便増進事業の内容として含まれ得る事業

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回遊できるバスの新設 など



② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一の種類旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換



- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など

③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

《事業例》

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの

① 運賃又は料金の設定

《事業例》

- ・定額制乗り放題運賃
- ・通し運賃 など



② 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- ・等間隔運行やパターンダイヤ など



③ 共通乗車船券の発行

《事業例》

- ・電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーバスの発行 など



ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則 § 9 の 3）

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き [別冊] 第4版 (R5.10)

(2) 利便増進事業の内容

本計画に定める利便増進事業については、幹線系統である路線バス温泉山中線とキャンパス（小松空港線、海回り線）を対象とします。

なお、のりあい号については、利用しやすい運賃設定（定期券の販売）や乗降の円滑化等による利用者の利便増進に向け、R7年度に実証運行を行い、その結果を踏まえ R8 年度に本格運行（フィーダー系統への位置づけ）を予定しています。

公共交通の種類		実施する事業	
幹線系統	路線バス 【北鉄加賀バス(株)】	温泉山中線	<p>事業1: 利用者の利便の増進に資する措置(運行間隔の短縮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用の少ない早朝・夜間を減便し、その輸送力を原資として日中の増便（終日運行本数は変化しない） ・日中の増便により、昼間運行間隔の短縮（平均待ち時間の低減）させ、鉄道等への接続性を調整することで、利便性向上を図る
		小松空港線	<p>事業2-A: 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増便（3 便→5 便）により、小松空港での飛行機との乗継ぎを円滑化するとともに、昼間運行間隔の短縮（最大待ち時間の低減）による利便性向上を図る <p>（R6.12.16～実証運行。実証運行終了後、R7.4 月から本利便増進計画に基づく事業として運行開始）</p>
フィーダー系統【新規(予定含む)】	キャンパス 【日本海観光バス(株)】	海回り線	<p>事業2-B: 旅客の利便増進に資する運行ルートの延伸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多い「道の駅 蓮如の里あわら」への延伸により、市民や観光客等の利用者の利便性向上を図る <p>（R6.12.16～実証運行。実証運行終了後、R7.4 月から本利便増進計画に基づく事業として運行開始）</p>
		共通	<p>事業2-C: 旅客の利便増進に資する運賃または料金の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで観光客の周遊を主眼とした1日・2日乗車券の設定しかなかったが、キャンパスの運行エリアを一円としたゾーン運賃（500 円/回）を導入し、地域住民の生活路線としての利便性向上および交通不便地域の住民の移動手段の充実を図る（運賃見直し、2日券の廃止も実施） <p>（R6.12.16～実証運行。実証運行終了後、R7.4 月から本利便増進計画に基づく事業として運行開始）</p>
		のりあい号 【加賀第一交通(株)】 ※R8 年度実施予定	<p>関連事業: 旅客の利便増進に資する運賃または料金の設定、運賃または料金の支払いの円滑化に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期券販売や顔認証乗降システムの導入による運賃支払や乗降の円滑化（運行時間の短縮）による利便増進を R7 年度に実証実験を実施予定

【事業1】 路線バス 温泉山中線(地域間幹線系統)の昼間運行間隔の短縮

対象路線	路線バス 温泉山中線
実施主体	北鉄加賀バス(株)
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業
運行形態	定時定路線
起終点・経路	加賀温泉駅～山代温泉～山中温泉～栢野
運行日	毎日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の少ない早朝・夜間を減便し、その輸送力を原資として日中を増便することで、昼間運行間隔を短縮(平均待ち時間の低減)させ、鉄道等への接続性を調整することで、利便増進を目指す(終日運行本数は変化しない) ・令和7年3月15日から実証運行し、令和7年4月1日から本格運行

■運行時刻の設定(運行間隔の短縮) ()内は平均待ち時間

	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	合計
新	8便 (34分)	10便 (38分)	12便 (35分)	7便 (39分)	5便 (54分)	42便 (37分)
旧	9便 (33分)	10便 (38分)	10便 (42分)	7便 (39分)	6便 (48分)	42便 (39分)

【事業2】 キャンバスの利便性向上とフィーダー系統(補助対路線)の指定

A. 小松空港線の増便による乗り継ぎの円滑化と運行間隔の短縮

対象路線	キャンバス 小松空港線
実施主体	日本海観光バス(株)
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業
運行形態	定時定路線
起終点・経路	加賀温泉駅～片山津温泉総湯～航空プラザ～小松空港
運行日	毎日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運行回数の増加(3便→5便)により、小松空港での飛行機との乗継ぎを円滑化するとともに、昼間の運行間隔の短縮(最大待ち時間の低減)により、利便増進を図る ・令和6年12月からの実証運行を踏まえて、令和7年4月1日から本格運行

■運行時刻の設定(増便・運行間隔の短縮) ()内は最大待ち時間

	9-12時	12-15時	15-18時	合計
新	2便 (1:20)	1便 (1:54)	2便 (1:32)	5便 (1:55)
旧	1便 (3:50)	1便 (3:24)	1便 (-分)	3便 (3:50)

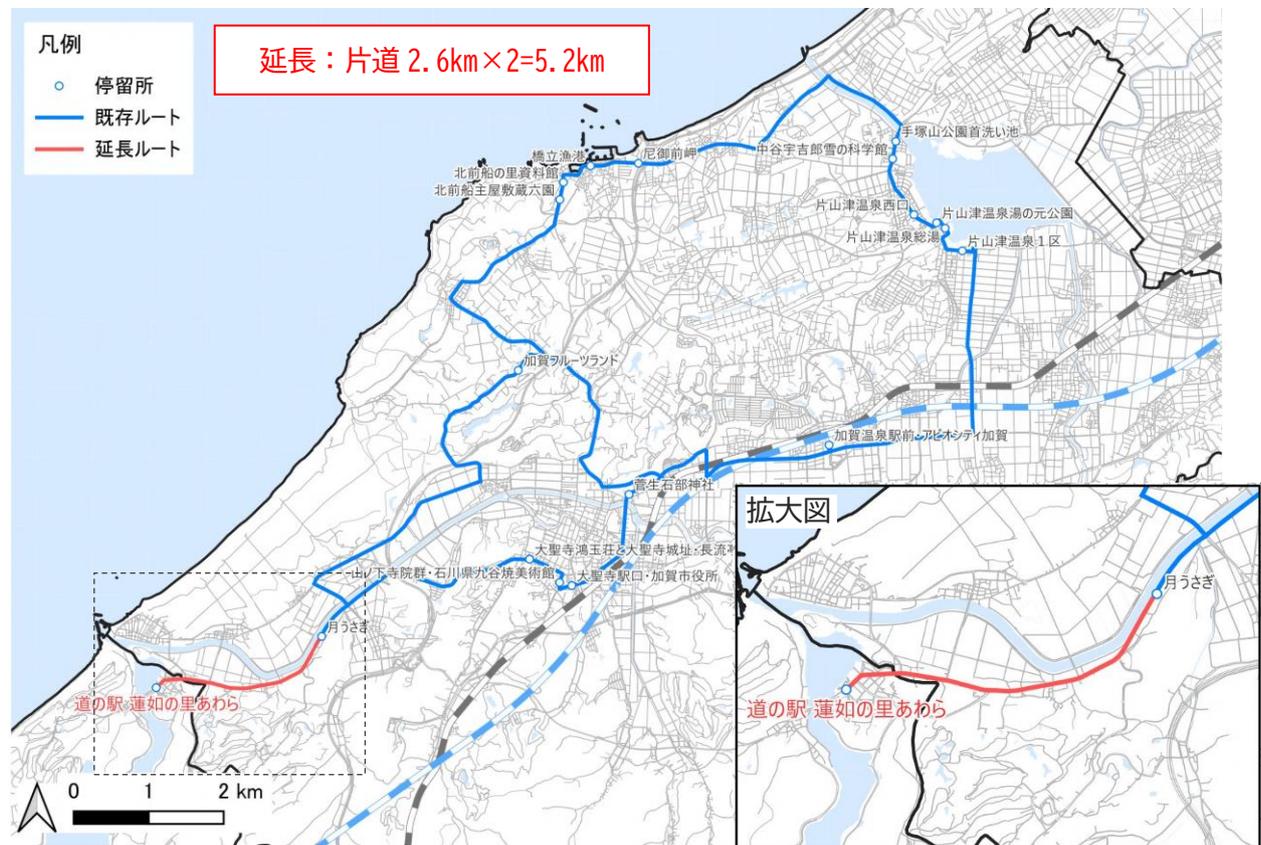
■小松空港での乗継ぎ

	加賀温泉駅 発	小松空港 着	飛行機 発(到着空 港)	→	飛行機 着(出発空 港)	小松空港 発	加賀温泉 駅着
	9:55	10:29	11:05 (羽田)	→	10:25 (羽田)	10:55	11:30
増便	11:50	12:24	13:00 (福岡)	→	11:05 (羽田)	12:25	13:00
	13:45	14:19	14:55 (羽田)	→	14:10 (羽田)	14:35	15:10
増便	15:30	16:04	17:00 (羽田)	→	15:40 (福岡)	16:15	16:50
	17:10	17:52	18:35 (羽田)	→	17:50 (羽田)	17:55	18:28

B. 海回り線の運行ルートの変更

対象路線	キャンバス 海回り線
実施主体	日本海観光バス(株)
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業
運行形態	定時定路線
起終点・経路	加賀温泉駅～片山津温泉～橋立漁港～月うさぎ～道の駅 蓮如の里あわら
運行日	毎日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・北鉄加賀バスを利用しないとアクセスできなかったが、キャンバスのルートとして、「道の駅 蓮如の里あわら」を設定することによって、観光客、市民等の利便増進を図る。 ・令和6年12月からの実証運行を踏まえて、令和7年4月1日から本格運行

■運行ルートの変更内容



C. ゾーン制運賃の設定

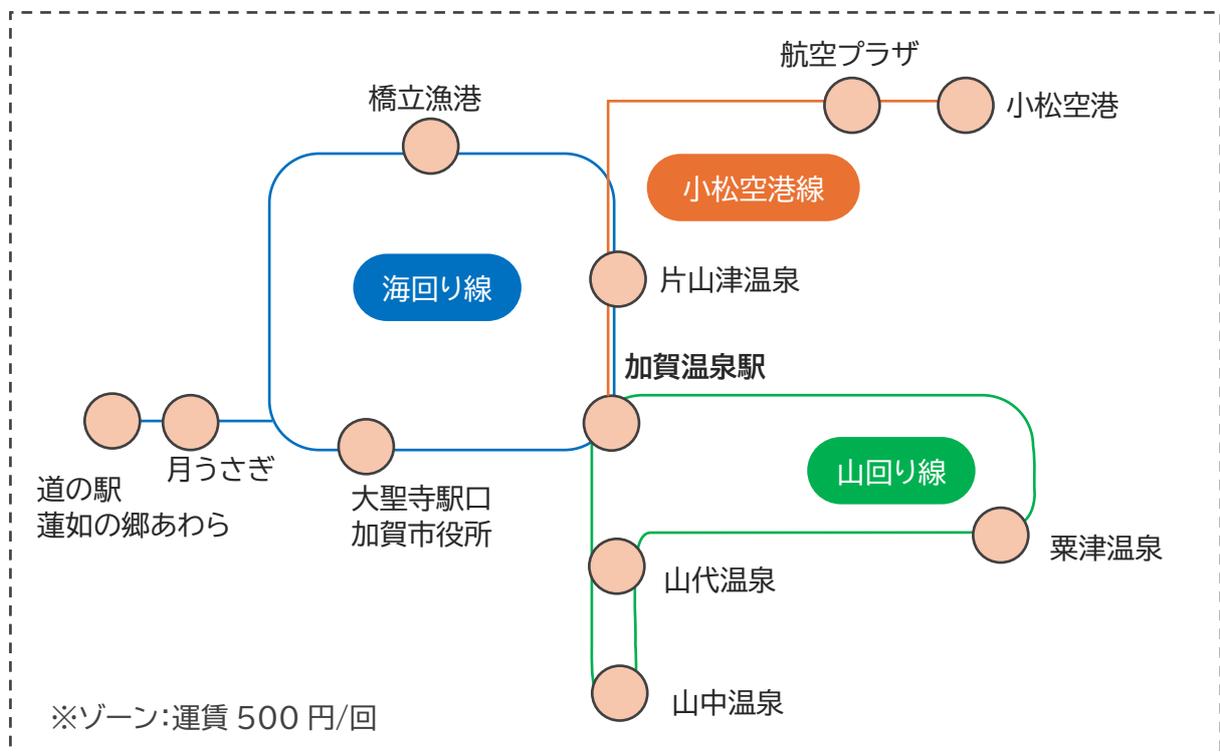
①運行の概要

対象路線	キャンバス 小松空港線・海回り線・山回り線
実施主体	日本海観光バス(株)
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業
運行形態	定時定路線
起終点・経路	小松空港線:加賀温泉駅～片山津温泉～航空プラザ～小松空港 海回り線:加賀温泉駅～片山津温泉～橋立漁港～月うさぎ ～道の駅 蓮如の里あわら 山回り線:加賀温泉駅～山中温泉～山代温泉～粟津温泉
運行日	毎日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンバスの運行エリアを一円としたゾーン運賃(500 円/回)を設定し、キャンバス以外のバス路線のない地域に居住する地域住民の利便増進を図る ・令和6年12月からの実証運行を踏まえて、令和7年4月1日から本格運行

■運賃

新	旧
・1回乗車券 500 円	・1日券 1,000 円
・1日券 1,300 円 (2日券は廃止)	・2日券 1,300 円

※子ども:半額、幼児:無料



(3) 利便増進事業に関連して実施する事業

【関連事業1】 交通版 EBPM の実施による継続的な改善

事業内容	・データに基づく効率的な交通体系を実現するため、既存のデータ(路線バスでの乗降調査など各事業者が収集するデータ)の収集のほか、MaaS アプリなどで収集するデータも活用し、交通版 EBPM(データに基づいた公共交通の効率的で効果的な改善)による公共交通の改善に取り組みます。
実施主体	加賀市、交通事業者(北鉄加賀バス、日本海観光バス)、加賀 MaaS コンソーシアム

【関連事業2】 ライドシェアの運行

事業内容	・市内公共交通を補完し、市民や観光客等の多様なニーズに対応した移動を支えるため、自家用車を活用した地域の助け合いによる「加賀市版ライドシェア」を導入します。
実施主体	加賀市、加賀市観光交流機構

【関連事業3】 「加賀市の公共交通ご利用ガイド」等の継続更新

事業内容	・公共交通の情報を一元的にまとめた「加賀市の公共交通ご利用ガイド」を継続的に更新及び情報発信するとともに、交通事業者と連携した乗換やバリアフリーなどの情報の充実を図ることで、市民や観光客等の公共交通利用を促進します。
実施主体	加賀市

【関連事業4】 運転免許証自主返納支援事業の拡充・周知

事業内容	・運転に不安を持つ高齢者が事故の当事者になることを防ぐため、運転免許証自主返納支援事業の拡充及び周知活動を実施し、高齢者の自発的な運転免許証の返納を支援します。
実施主体	加賀市

3 地方公共団体による支援

利便増進事業等の実施にあたり、本市が行う支援内容は次のとおりです。

①市内公共交通の運行に向けた支援

市民の日常生活や観光客の市内における移動手段を確保するため、市は、交通事業者が実施主体となる路線バスやキャンバスの運行経費を支援するとともに、本市が実施主体となるのりあい号（運行は交通事業者に委託）を運行します。また、のりあい号を補完する新たな移動手段として、運行事業者や市民と連携した加賀市版ライドシェアの運行経費を支援します。

②利便性向上に関する事業の実施

市内公共交通の運行に係る停留所の整備や環境改善、運賃体系の改善など、交通事業者と連携しながら、実施や支援を行います。

③公共交通に関する情報発信・利用促進の取組

利便増進事業で位置付ける事業を含め、公共交通に関する施策について、「加賀市の公共交通ご利用ガイド」や市ホームページ、SNS等の多様な媒体を通じ、市民に積極的な情報発信を行い、利用促進に取り組みます。

④効果的な施策実施のための調査・検討

加賀市地域公共交通会議や加賀市地域公共交通活性化・再生協議会を毎年実施し、施策の実施状況等の調査・分析を行い、各施策の効果・課題等を協議・検討し、効果的な施策の実施に取り組みます。

4 事業実施に必要な資金の額・調達方法

事業実施にあたっては、国の財政支援制度を活用し、各関係者で適切な役割分担を図りながら、必要な資金を確保して実施します。

事業名 【事業主体】	総事業費※1 (千円/年)	調達方法(千円/年)※1			
		交通事業者 (経常収益等)	加賀市	県	国
事業1 路線バスの利便性向上					
①温泉山中線の昼間運行間隔の短縮 【北鉄加賀バス(株)】	78,216	40,467	18,984	9,669	7,784
事業2 キャンバスの利便性向上と フィーダー系統の指定※2					
A.小松空港線の増便と運行間隔の短縮 【日本海観光バス(株)】	19,183	1,952	4,060	3,580	9,591
B.海回り線の運行ルートの変更 【日本海観光バス(株)】	19,183	5,762	3,830	0	9,591
C.ゾーン制運賃の設定 【日本海観光バス(株)】	19,183	9,034	10,149	0	0

※1 金額は現時点での見込み額であり、今後の詳細検討の過程で精査

※2 キャンバスの総事業費及び調達方法は、A が小松空港線、B が海回り線、C が山回り線を示している

※参考：運輸局確認用 R6年度（利便増進実施計画認定前）

事業名 【事業主体】	総事業費※1 (千円/年)	調達方法(千円/年)※1			
		交通事業者 (経常収益等)	加賀市	県	国
事業1 路線バスの利便性向上					
①温泉山中線の昼間運行間隔の短縮 【北鉄加賀バス(株)】	78,216	40,467	18,984	9,669	7,784
事業2 キャンバスの利便性向上と フィーダー系統の指定※2					
A.小松空港線の増便と運行間隔の短縮 【日本海観光バス(株)】	19,183	1,952	11,983	3,580	1,668
B.海回り線の運行ルートの変更 【日本海観光バス(株)】	19,183	5,762	12,746	0	675
C.ゾーン制運賃の設定 【日本海観光バス(株)】	19,183	9,034	10,149	0	0

5 事業の効果

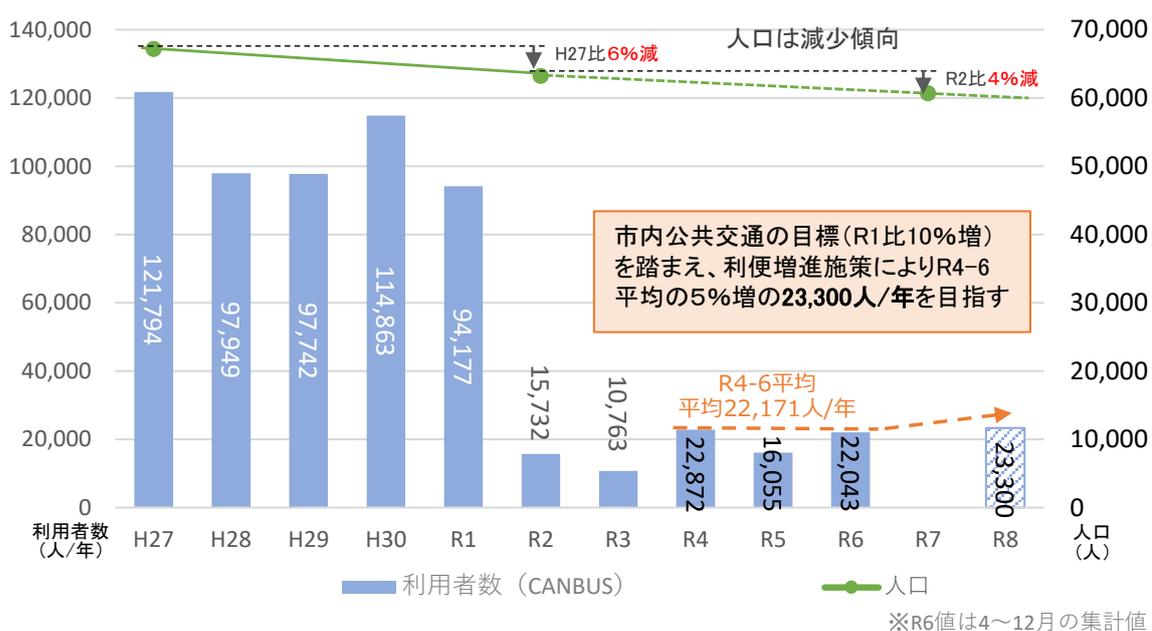
本計画に位置付けた事業の実施により、以下に示す効果の発現が期待されるとともに、地域公共交通計画で掲げた成果指標の達成（次ページ参照）や、本計画に位置付けたキャンバスの利用者増加が期待されます。

利便増進事業		事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置づけ
事業1	路線バス温泉山中線の昼間運行間隔の短縮	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の待ち時間の短縮 利便性向上による利用者数の増加及び収支率の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用者数 公共交通事業の収支率 高齢者の社会参加の拡大
事業2-A	小松空港線の増便と運行間隔の短縮	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の待ち時間の短縮 利便性向上による利用者数の増加及び収支率の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用者数 公共交通事業の収支率 高齢者の社会参加の拡大
事業2-B	海回り線の運行ルートの変更	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズの高い停留所の増設 利便性向上による利用者数の増加及び収支率の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用者数 公共交通事業の収支率 高齢者の社会参加の拡大
事業2-C	ゾーン制運賃の設定	<ul style="list-style-type: none"> 利便性向上による利用者数の増加及び収支率の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用者数 公共交通事業の収支率 高齢者の社会参加の拡大

■事業による目標

	現況	目標
キャンバス※の利用者数 ※小松空港線・海回り線・山回り線の合計	22,171 人/年 (R4-R6 平均)	23,300 人/年 (R8 年度)

【キャンバスの利用者数と目標設定】



<参考> 加賀市地域公共交通計画における目標指標

(1) 公共交通利用者の維持

令和元年度		令和8年度
■ 市内公共交通の利用者 路線バス・のりあい号の計 455,330 人/年 ■ JR北陸本線の乗車人数 市内3駅の1日あたり乗車人数 3,410 人/日	 (評価方法) 事業者保有の乗降データにより毎年計測	■ 市内公共交通の利用者 路線バス・のりあい号の計 481,000 人/年 ^{※1} ■ 北陸新幹線・並行在来路線の乗車人数 市内3駅の1日あたり乗車人数 4,400 人/日 ^{※1}

(キャンパスの目標値は、次年度以降の運行形態の検討時に設定)

(2) 市内公共交通事業の収支率

令和元年度		令和8年度
路線バス・のりあい号合計の収支率 47% <small>※H28～R1の平均</small>	 (評価方法) 普通会計決算より毎年整理	路線バス・のりあい号合計の収支率 51% ^{※1}

(キャンパスの目標値は、次年度以降の運行形態の検討時に設定)

(3) 市内公共交通の公的負担額

令和元年度		令和8年度
路線バス・のりあい号の計 98.9 百万円/年	 (評価方法) 普通会計決算より毎年整理	路線バス・のりあい号の計 104.5 百万円/年 ^{※1}

(キャンパスの目標値は、次年度以降の運行形態の検討時に設定)

(4) 高齢者の社会参加の拡大

令和元年度		令和8年度
65歳以上の社会活動への参加率^{※2} ボランティア参加者割合 12.5% スポーツの会参加者割合 17.5% 趣味の会参加者割合 22.7% 学習・教養サークル参加者割合 6.3% 通いの場参加者割合 11.5% 特技や経験を他者に伝える活動参加者割合 4.4%	 (評価方法) 次期加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画の策定時に計測	65歳以上の社会活動への参加率^{※2} ボランティア参加者割合 スポーツの会参加者割合 趣味の会参加者割合 学習・教養サークル参加者割合 通いの場参加者割合 特技や経験を他者に伝える活動参加者割合 基準年度より増加

※1 将来値の設定根拠は P66～P68 に記載

※2 加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画で把握される、65歳以上の社会参加率（定期的かつ継続的に行われている活動に週1回以上参加している人の割合）